

1. 繼続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①建物、建物附属設備、機械及び装置、車輌運搬具、器具及び備品

平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

②有形リース資産

残存価額を零とした定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

①賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

②退職給付引当金

職員に対して将来支給する退職金のうち、退職手当支給規定に基づき法人の負担する

全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度掛金相当額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(5) リース取引の会計処理

・取引開始日が会計基準移行前の所有権移転外ファイナンス・リースは、通常の賃貸借取引に係る方法に準ずる方法によっている。

・取引開始日が会計基準移行後の所有権移転外ファイナンス・リースは、通常の売買取引に係る方法に準ずる方法によっている。

ただし、リース契約1件当たりの総額が300万円以下又はリース期間が1年以内のものについては、通常の賃貸借処理に係る方法に準ずる方法によっている。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

(1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度

全正職員について、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)

(2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 法人運営事業拠点(社会福祉事業)

「法人運営事業」

「事務局運営事業」

「えんくるり事業」

イ 岸本老人福祉センター運営事業拠点(社会福祉事業)

「岸本老人福祉センター運営事業」

ウ たすけあい寄付金事業拠点(社会福祉事業)

「たすけあい寄付金事業」

エ 愛の輪運動事業拠点(社会福祉事業)

「愛の輪運動事業」

オ 日常生活用品貸与事業拠点(社会福祉事業)

「日常生活用品貸与事業」

カ ボランティア推進事業拠点(社会福祉事業)

「ボランティア推進事業」

キ さわやか福祉事業拠点(社会福祉事業)

「さわやか福祉事業」

ク 社会福祉資金貸付事業拠点(社会福祉事業)

「社会福祉資金貸付事業」

ケ 葬儀用祭壇貸出事業拠点(社会福祉事業)

「葬儀用祭壇貸出事業」

コ 共同募金配分金事業拠点(社会福祉事業)

「共同募金配分金事業」

サ 岸本通所介護事業拠点(社会福祉事業)

「岸本通所介護事業」

シ 岸本身体障害者デイサービス事業拠点(社会福祉事業)

「岸本身体障害者デイサービス事業」

「岸本 日中一時支援事業」
 ズ 溝口訪問介護事業拠点（社会福祉事業）
 「溝口訪問介護事業」
 セ 溝口障害者居宅介護事業拠点（社会福祉事業）
 「溝口障害者居宅介護事業」
 ゾ 溝口通所介護事業拠点（社会福祉事業）
 「溝口通所介護事業」
 タ 溝口身体障害者デイサービス事業拠点（社会福祉事業）
 「溝口身体障害者デイサービス事業」
 「溝口 日中一時支援事業」
 チ 介護予防受託事業拠点（社会福祉事業）
 「はつらつ教室事業」
 「シニアパワーアップ教室」
 「水中運動教室」
 ツ 生活福祉資金貸付事業拠点（社会福祉事業）
 「生活福祉資金貸付事業」
 テ 福祉サービス利用援助事業拠点（社会福祉事業）
 「福祉サービス利用援助事業」
 ト 居宅介護支援事業拠点（社会福祉事業）
 「居宅介護支援事業」
 ナ 移送サービス事業拠点（社会福祉事業）
 「移送サービス事業」
 ニ 高齢者ワーキングコミュニティ事業拠点（社会福祉事業）
 「高齢者ワーキングコミュニティ事業」
 ヌ 自立相談支援事業拠点（公益事業）
 「自立相談支援事業」
 ネ 福祉センター指定管理事業拠点（公益事業）
 「福祉センター指定管理事業」
 ノ 小規模保育事業拠点（公益事業）
 「小規模保育事業」
 ハ 岸本健康増進事業拠点（収益事業）
 「岸本健康増進事業」
 「溝口健康増進事業」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	12,205,366	0	0	12,205,366
建物	178,951,635	0	6,864,427	172,087,208
定期預金	2,000,000	0	0	2,000,000
合計	193,157,001	0	6,864,427	186,292,574

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し 該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
土地	12,205,366	0	12,205,366
建物	364,709,401	192,622,193	172,087,208
小計	376,914,767	192,622,193	184,292,574
その他の固定資産			
機械及び装置	11,806,200	11,555,646	250,554
車輌運搬具	37,007,561	32,506,232	4,501,329
器具及び備品	31,819,496	26,820,063	4,999,433
有形リース資産	4,854,040	4,854,039	1
小計	85,487,297	75,735,980	9,751,317
合計	462,402,064	268,358,173	194,043,891

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	32,514,816	0	32,514,816
合計	32,514,816	0	32,514,816

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務
該当なし

14. 重要な後発事象
該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け
該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし